

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・「保育補助者雇上費貸付事業」の貸付対象の取り扱いが示される  
～条件を満たす場合は既に雇用している保育補助者も例外的に対象に～…………… 1
- ・認定こども園における配置職員に係る特例について～朝夕の配置職員の要件弾力化、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用等の取り扱いが認定こども園にも拡大～…………… 2
- ・平成 28 年度保育三団体協議会 代表者会議（第 1 回）、実務者会議（第 1 回）開催  
～27 年度の取り組みを振り返り、28 年度の実施方針を確認～…………… 2

## 「保育補助者雇上費貸付事業」の貸付対象の取り扱いが示される ～条件を満たす場合は既に雇用している保育補助者も例外的に対象に～

平成 28 年 3 月 31 日付けで、事務連絡「保育補助者雇上費貸付事業」の対象者について」が厚生労働省から都道府県・指定都市民生主管部局宛に発出されました。

平成 27 年度補正予算により実施されている「保育補助者雇上費貸付事業」については、本ニュースNo.15-22、No.15-27 及び毎月の会報「ぜんほきょう」の付録として送付する『制度動向 Topics 3 月号』でお知らせしたところです。

実施要綱では、「新たに保育補助者の雇上げを行う」施設又は事業者が貸付対象となっていますが、今般、下枠内 1～3 のいずれかの条件を満たす場合は、既に雇用している保育補助者についても例外的に対象とすることを可能とする取り扱いが示されたものです。

### ＜保育補助者雇上費貸付事業の例外的貸付対象＞

- 1 既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画を提出している保育所。  
(例) 保育士試験の受験科目が残り 1～2 科目である補助者や既に 1 年間指定保育士養成施設に通っている補助者を雇用している場合
- 2 貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む保育所であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。
- 3 貸付を受けようとする施設の保育士の平均勤続年数が 11 年以上であること。

## **認定こども園における配置職員に係る特例について** ～朝夕の配置職員の要件弾力化、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用等の 取り扱いが認定こども園にも拡大～

平成 28 年 3 月 31 日付けで、事務連絡「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の公布について」が、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名により都道府県認定こども園担当課宛に発出されました。

保育所等における保育士配置に係る特例（配置要件の弾力化）に関する検討経過及び内容については、本ニュースNo.15-20、No.15-21、No.15-27 でお知らせしてきたところです。

今般の告示により、認定こども園においても同様に要件弾力化等の取り扱いが、各自治体における条例化を経て可能となります。告示の内容は、別添をご参照ください。

## **平成 28 年度保育三団体協議会 代表者会議（第 1 回）、 実務者会議（第 1 回）開催**

～27 年度の取り組みを振り返り、28 年度の実施方針を確認～

平成 28 年 4 月 11 日、全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会から成る保育三団体協議会は、平成 28 年度第 1 回となる代表者会議・実務者会議の合同会議を開催しました。

平成 27 年度に実施した要望活動等を振り返り、平成 28 年度においては社会福祉法人改革への対応をより一層図るべく、適宜協議を重ねていく旨、確認されました。

なお、平成 28 年度は全国私立保育園連盟が事務局を担当します。